

広報あつぎ

広報あつぎ 特別号

平成27年(2015年)1月15日

編集・発行 / 厚木市政策部広報課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951
www.city.atsugi.kanagawa.jp

抜き取って
お読みください

—特集—

税の申告



2面…市民税・県民税の変更点 / 納付方法
3面…所得税の確定申告 / 無料申告相談会
4面…申告会場と日程 / 申告に必要なもの / 郵送での申告受け付け

市民税・県民税の申告

受付期間 2月2日(月)～3月16日(月) 会場と日程は4面参照
(土・日曜、祝日を除く) 問 市民税課 ☎225-2010

税は、私たちの生活を支える大切な財源です。申告には、市への市民税・県民税の申告と、税務署への所得税・復興特別所得税(以下、「所得税」)の確定申告(3面参照)があります。正しく早めに済ませましょう。

申告書の提出

賦課期日(平成27年1月1日)に市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③収入が公的年金のみで、支払者から市に年金支払報告書が提出されている方

所得税の確定申告が必要ない方で、給与または年金の源泉徴収票に記載された控除以外に控除がある方は、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる場合があります。

申告が必要か分からない場合は、2面の「税申告簡易判定表」をご覧ください。

収入がない方

市民税・県民税申告書の「収入がなかった方の記入欄」に記載して提出するだけで簡単に申告できます。次の行政サービスを受けている方は、保険料算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください。申告がないと「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

- 申告により算出・決定される主なもの
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料
 - ・高額療養費の自己負担限度額と各種医療証の区分
 - ・国民年金保険料の免除
 - ・障害年金、老齢福祉年金
 - ・私立幼稚園就園奨励費補助金、保育料
 - ・児童手当、奨学援助費
 - ・公営住宅入居資格審査 など

公的年金収入がある方

公的年金の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税を納めるための確定申告は不要です。ただし、医療費や生命保険料、地震保険料、その他の控除があり、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、65歳未満の方で105万円、65歳以上の方で155万円を超える公的年金の収入があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金から特別徴収されている社会保険料(国民健康・介護・後期高齢者医療保険料)以外に支払った保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる



遺族年金・障害年金(非課税所得)の収入のみの方は、市で所得を把握できませんので市民税・県民税の申告が必要です。また、年金支払者に住民登録地以外の住所を届けている方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

申告はお近くの公民館へ

受け付けは2月2日から始まり、15地区の公民館を巡回します。3月10日以降の市役所会場は大変混雑しますので、公民館での申告が便利です。会場と日程(4面参照)を確認し、お間違いのないようご来場ください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や、控除を受けるための各種証明など(4面「申告に必要なもの」参照)が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類を早めにそろえましょう。届いていない資料がある場合は、発行機関など(表1参照)にご確認ください。

市民税・県民税申告書は、1月下旬から市民税課、公民館、本厚木・愛甲石田駅連絡所で配布します。

27年度納税通知書の発送時期

市では、提出された市民税・県民税申告書や確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などに基づいて税額を計算します。

納付書や口座引き落としで納付する方や、年金からの特別徴取(差し引き)で納付する方には、6月中旬に納税通知書兼決定通知書を送付します。

サラリーマンなど給与からの特別徴収で納付する方は、5月下旬～6月に勤務先から税額決定通知書が配布されます。

社会保険料控除に必要な証明(ハガキ)など

(表1)

国民健康保険料	「社会保険料控除額のお知らせ」が1月中旬に郵送されます。	問 国保年金課 ☎225-2123
介護保険料	*特別徴収対象者の社会保険料控除額のお知らせは、特別徴収の金額が含まれています。年金支払者から送付される源泉徴収票にも特別徴収分の金額が記載されていますが、申告時に重複しないようご注意ください。	問 介護保険課 ☎225-2393
後期高齢者医療保険料		問 国保年金課 ☎225-2223
国民年金保険料	「控除証明書」は納付した時期で、次の通り郵送されます。26年1月1日～9月30日に納付した方は、11月上旬に郵送済みです。10月1日～12月31日にことし初めて納付した方は、27年2月上旬に郵送します。	問 ねんきん定額便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555 厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

平成27年度 市民税・県民税の主な変更点

住宅借入金等特別控除の延長・拡充

住宅借入金等特別控除の制度が延長され、平成29年12月31日までの入居者が対象になりました。さらに、26年4月以降に居住を開始した場合の控除限度額も拡充されました(表2参照)。

住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、税務署で確定申告が必要です。申告方法や所得税控除額などは、税務署にご確認ください。所得税で控除しきれなかった額は、市民税・

県民税から控除されます。

上場株式の配当・譲渡所得の軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、市民税・県民税3%)の特例措置は、25年12月31日で廃止されました。

26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%、市民税・県民税5%)が適用されます。なお、25年～49年は復興特別所得税(所得税額の2.1%)が、所得税と合わせて徴収されます。

市民税・県民税の控除額 (表2)

居住開始年月日	控除額 ①と②のいずれか小さい額
26年3月31日以前 (19・20年を除く)	①所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額×5%(上限9万7500円)
26年4月1日以降 (注1)	①所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額×7%(上限13万6500円)

注1)住宅取得の消費税率が8%または10%である場合(5%の場合は26年3月31日以前と同じ)

市民税・県民税の納付方法

公的年金に係る市民税・県民税の納付方法

65歳以上の方の前年中の公的年金に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収(差し引き)で納めるようになります。21年度から始まったこの制度は、年金保険者(日本年金機構など)が本人に代わり市に直接納める制度で、納付方法の選択はできません。

納め方は、26年度から引き続き公的年金から差し引かれる方(表3参照)と、27年度から新たに公的年金から差し引かれる方(表4参照)で異なります。

対象は、次の全てに該当する方です。一つでも該当しない場合は、特別徴収できません。
①27年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、26年中の公的年金に係る市民税・県

民税の納税義務がある

- ②介護保険料が公的年金から差し引かれている
- ③高齢基礎年金などの支給年額が18万円以上
- ④差し引かれる市民税・県民税額が高齢基礎年金などの支給年額を超えない
- ⑤27年1月1日以後も市内に住民登録がある

給与・公的年金以外の所得に係る税の納付

市民税・県民税が給与から差し引かれている方は、給与・公的年金以外(27年4月1日現在65歳未満の方は給与以外)の所得に係る所得割額の納税方法を①特別徴収(給与から差し引き)②普通徴収(自分で納付)から選択できます。市民税・県民税申告書の表面左下部にある選択欄に希望する納税方法をチェックしてください。所得税確定申告書の第二表下部にある「住

26年度から引き続き特別徴収する場合 (表3)

徴収方法	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度2月と同額ずつ			(27年度年税額-仮徴収額)の1/3ずつ		

27年度から特別徴収を開始する場合 (表4)

徴収方法	個人納付(普通徴収)		公的年金から差し引き(特別徴収)		
徴収月	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	2月
納付額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

民税に関する事項」にも選択欄があります。

なお、65歳未満の給与所得者が普通徴収を選択しなかった場合、公的年金に係る所得割額は給与に係る所得割額に加算して給与から特別徴収します。

所得税と市民税・県民税の主な違い(分離課税は除く)

区分	所得税	市民税・県民税		
課税される所得と時期	その年の所得に対して課税(現年度課税)	前年の所得に対して翌年度に課税(翌年度課税)		
税率	均等割 なし	市民税	県民税	
		3500円	1800円	
納税方法など	所得割	6段階(5.105%～40.84%) ※復興特別所得税を含む	6%	4.025%
	給与所得者	1月～12月の給与とボーナスから差し引かれる(源泉徴収)	6月から翌年5月までの給与から差し引かれる(特別徴収)	
	公的年金所得者	支払い月の年金から差し引かれる(源泉徴収)	表3・4参照	
その他の所得者	確定申告などにより申告納付	納付書で年4回(6・8・10・1月の各末日)に分けて納付(普通徴収)		

※神奈川県は水資源の保全・再生に取り組むため、個人県民税の超過課税を導入しています。県民税の均等割に300円、所得割に0.025%を上乗せしています。

選択申告制の所得を確定申告する場合の注意点

上場株式配当所得や株式譲渡所得など所得税が源泉徴収されている所得の中には、確定申告するかどうか選択できるものがあります。申告した所得は、合計所得金額に含まれます。このため、確定申告で所得税が還付される場合でも、市民税・県民税の課税や扶養の判定、保険料の算定などに影響する場合がありますので注意が必要です。

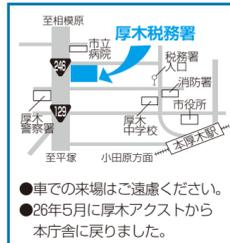
- 影響を受ける主な場合
- ・合計所得金額が38万円を超えると税法上の被扶養者ではありません。
- ・市民税・県民税が課税される場合があります。
- ・国民健康保険料や介護保険料などが増える場合があります。
- ・後期高齢者医療制度の自己負担割合(1割)が3割になる場合があります。

税務署からのお知らせ 所得税の確定申告

厚木税務署に申告書作成会場を開設します。

期間 2月10日(火)～3月16日(月)(土・日曜・祝日を除く。2月22日(日)、3月1日(日)は開催)
時間 9時～17時(受付は8時30分から)

問 厚木税務署 ☎221-3261(代) 〒243-8577 厚木市水引1-10-7



- 車での来場はご遠慮ください。
- 26年5月に厚木アクトから本庁舎に戻りました。

●所得税の確定申告をする方

◇申告する必要がある主な方

- 事業所得・不動産所得などがある方、または不動産を売却した方

平成26年分の所得合計額と所得控除額を基に計算した所得税額から、配当控除を差し引いて残額がある場合

- 給与所得がある方(サラリーマン)で次のいずれかに該当する方

- ①給与収入が2000万円を超える
- ②給与を1カ所からもらい、給与・退職所得以外の所得が20万円を超える
- ③給与を2カ所以上からもらい、年末調整

されなかった給与収入と給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える
④同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、貸付金の利息や不動産の賃貸料、機械・器具の使用料などが支払われた

- ②26年中に中途退職して年末調整を受けず、その後他の所得がない
- ③予定納税していて、確定申告の必要がなくなった

◇公的年金に係る雑所得がある方

公的年金の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告書の提出義務はありません(所得税の還付を受ける場合には申告が必要です)。確定申告をしない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります(1面参照)。

◇申告により税金が戻る主な方

源泉徴収された所得税が納め過ぎになっていて、次のいずれかに該当する方

- ①給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金等特別控除などを受ける

休日開署を実施

2月22日、3月1日の日曜は、開署して申告書の作成アドバイスと申告を受け付けます。混雑状況によって受け付けを早めに締め切ることがありますので、ご注意ください。当日は電話での相談や他の業務は実施しません。

申告書の記載漏れに注意

確定申告書は、第二表も漏れなく記載しましょう。住民税に関する事項(16歳未満の扶養親族、別居の扶養親族の住所、寄付金税額控除、配当割額控除額など)が漏れていると、市民税・県民税の控除が適切に受けられない場合があります。

提出は便利な郵送で

作成した申告書は郵送でも提出できます。申告書の控えに税務署の受け付け印が必要な方は、申告書のほかに次のものを同封してください。

- ①申告書控え(ボールペンまたはインク書き)
- ②返信用封筒(切手を貼り、〒住所・氏名を記載してください)

■扶養・課税の判定(表5)

給与収入のみの場合 (パート収入を含む)	年金収入のみの場合		税法上の扶養 (所得38万円以下)	市民税・県民税	所得税
	65歳未満	65歳以上			
100万円以下	105万円以下	155万円以下	なる	掛からない	掛からない
100万円超 103万円以下	105万円超 108万円以下	155万円超 158万円以下	なる	掛かる	掛からない
103万円超	108万円超	158万円超	ならない	掛かる	掛かる

※判定表は①所得が一種類②所得控除が基礎控除のみ③自身が扶養している親族がいない一全てを満たす場合。※給与と年金の両方の収入があるなど複数の所得がある場合は合算して判定するため、この表とは異なります。※税法と健康保険では扶養者の要件が違います。健康保険の要件は、各健康保険組合にご確認ください。

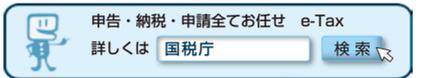
国税庁ホームページで確定申告書の作成(検算)ができます

「確定申告書等作成コーナー」の画面から、簡単に確定申告書を作成できます。作成後は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)から送信するか、印刷して書面で提出してください。

- e-Taxを利用する前の準備
- ①市区町村で電子証明書(発行日から3年間有効)を取得し、ICカードリーダーを用意(有料)
※厚木市に住民登録がある方は、市民課で申請
- ②ホームページから「電子申告・納税等開始届出書」を送信
- ③ホームページで電子証明書を登録

e-Taxでできること

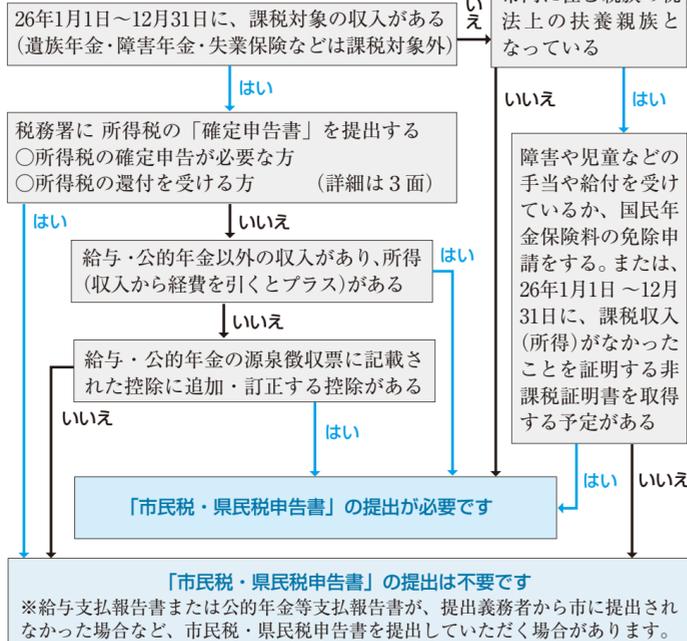
- 自宅や事務所のパソコンからインターネットを使って①所得税、法人税、消費税、贈与税などの申告②申請・届出書などの提出③全ての税目の納税一ができます。
- ホームページから簡単申告
- 一部の添付書類(源泉徴収票や医療費の領収書など)が省略
- 還付金の受け取りがスピーディー(3週間程度に短縮)



税申告簡易判定表

【市民税・県民税申告書】の提出が必要が判断できます。
※市民税・県民税(個人住民税)は世帯ではなく個人に課税されますので、それぞれで判定が必要です。

★ここからスタート



※市民税・県民税(個人住民税)の申告書は、1月1日現在に住民登録がある市区町村に提出してください。1月1日の住所が市外の方は、住民登録があった市区町村に確認してください。

ます。事業所得や不動産所得がある方は、事業専従者に関する事項も記載してください。

昨年から追加された復興特別所得税額欄(第一表)は記載漏れの多い部分です。提出前に必ずご確認ください。

扶養親族の収入額の確認を

年末調整で扶養控除されている家族や配偶者などがある場合は、所得が38万円を超えていないか、他の親族と重複して扶養していないかを必ずご確認ください(表5参照)。

扶養要件を満たしていない場合は、正しく申告し直す必要がありますのでご注意ください。

参加しよう 無料申告相談

税理士による小規模納税者などのための無料申告相談会

■厚木市文化会館

2月4日(水)・5日(木)
9時30分～12時、13時～16時

■愛川町文化会館

1月28日(水)・29日(木)
2月6日(金)・12日(木)
9時30分～12時、13時～16時

「税理士記念日」 確定申告無料相談会

■厚木市文化会館

2月23日(月)10時～12時、13時～16時
(受け付けは15時まで)

対象は①公的年金受給者で確定申告書を提出する②年金受給者または給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する(年金と給与の収入金額が800万円以下)一のいずれかを満たし、譲渡所得(土地・建物・株式・ゴルフ会員権)がない方。主催は東京地方税理士会厚木支部。

平成27年度分 市民税・県民税の申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。公民館での申告に協力をお願いします。お住まいの地区に関係なく、どの公民館でも申告できます。日程を確認の上、ご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

市民税課(本庁舎2階5番窓口)では、所得税の確定申告に関する相談や申告は受けられません。公民館や市役所会場(本庁舎4階大会議室)の申告会場では、給与所得者や年金所得者の簡易的な申告に限り、確定申告を受け付けています。

次の確定申告をする方は、税務署(3面参照)で申告してください。

- ①事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得(公的年金所得を除く)、退職所得などの申告
- ②所得の合計額が2000万円を超える申告
- ③雑損控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、損失の繰越控除の申告
- ④海外に住む方を扶養親族とする申告
- ⑤医療費控除の申告で、領収書の返却を希望する場合
- ⑥平成26年分以外の申告
- ⑦準確定申告(亡くなった方や海外に転出する方などの確定申告)

15地区公民館会場

2月3日(火)～3月5日(木)
受付時間 9時～15時

厚木北 2月3日(火) ※車での来場はご遠慮ください。 	厚木南 2月4日(水) ※車での来場はご遠慮ください。 	荻野 2月5日(木)・6日(金) 	小 鮎 2月9日(月)
睦合北 2月10日(火) 	睦合南 2月12日(木) ※車での来場はご遠慮ください。 	玉 川 2月13日(金) 	依知北 2月16日(月)・17日(火)
愛 甲 2月18日(水) ※車での来場はご遠慮ください。 	依知南 2月19日(木) 	睦合西 2月20日(金) 	相 川 2月23日(月)
南毛利 2月26日(木)・27日(金) 	森の里 3月3日(火) ※車での来場はご遠慮ください。 	緑ヶ丘 3月5日(木) ※車での来場はご遠慮ください。 	

市役所会場

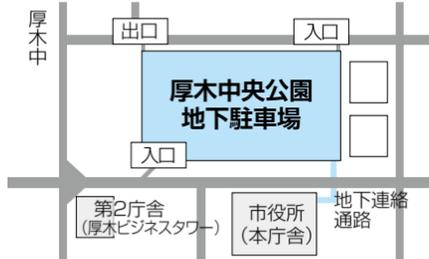
本庁舎4階大会議室
3月10日(火)～16日(月)
受付時間 9時～16時
 〈土・日曜を除く〉

2月2日～3月9日は、市民税・県民税の申告のみ市民税課(本庁舎2階5番窓口)で受け付けます(土・日曜、祝日を除く)。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

申告での利用は無料です

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



申告に必要なもの

◆会場で申告書を作成する場合は、次の書類などをお持ちください。

- 市民税・県民税申告書
(市から郵送された方)
- 印鑑
- 所得を証明する書類(添付が必要)
給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書(ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳)など収入が確認できる書類
- 控除を証明する書類(添付が必要)
社会保険料(1面表1参照)、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書、医療費控除には領収書など支払った金額が確認できる書類

郵送

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行 ※所在地の記載は省略できます。

ご自身で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での申告が便利です。投函する前に記載事項と関係書類を確認してください。申告内容を問い合わせる場合があるため、電話番号を必ず記入してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、所得税確定申告書の送付先は厚木税務署(3面参照)です。

